

えー！ 労災保険も健康保険も使えないの？

(二社) 名北労働基準協会 労働保険部長 森 一美

皆さん、ご存知ですか？
会社の社長さんや役員の方は健康保険も労災保険も使えないケースがあります。

それは、社長さんが業務中や通勤により負傷または病気がかった場合です。

【具体例をお示ししましょう】

50人規模の製造業を営んでいる社長さん、日頃から気になっていた廃材をドラム缶で燃やしていたところ、火が作

私たちが特別加入者です。



当協会 石田副会長(右)、市之瀬専務理事・事務局長

協会の役員ではありますが、事業運営の実務を行い、外部への移動もあります。災害に遭遇する危険があるため、協会の労働保険事務組合で**労災保険に特別加入**しています。

業服に移り大やけどに！

しかもやけどの程度がひどく、ドクターヘリで専門の病院へ搬送されました。緊急手術を受けて一命を取りとめ、ICUに入ってご家族も一安心。

落ち着いたところに、病院の事務の方から「患者さんは業務中の事故ですので、健康保険は使えません。労災保険はどうなっていますか？」と問い合わせがありました。

「社長なので労災保険は使えませんが」と返事をしましたところ、病院から「それでは自費扱い(注)になりますね」と提示された治療費が大変高額であったため、家族は驚きを隠せませんでした。

あわてて、労働基準監督署に相談しましたが、監督署の担当者は「社長さんは中小事業主の特別加入に入っていないませんでしたか？」

入っていないければ、お気の毒ですがお力になれません」との回答。ご家族は再度「社長が倒れたうえに、高額な治療費を払っていくとなると、会社の経営ができなくなります。今からでも労災保険に加入できませんか？」と強く申し入れましたが、労災保険による給付は受けられませんでした。

この例のように、社長さんが業務中や通勤途中に怪我をしたり倒れたりした場合、金額の大小にかかわらず(たとえ高額であったとしても)治療費をまかなうのが労災保険の特別加入制度です。ご自身の安心と会社の経営のためにも、労災保険特別加入をお勧めします。

(注) 健康保険の被保険者が少ない会社では、健康保険が使用できる場合があります。

お父さん、入ってなかったの？
～労災保険特別加入はお済みですか？～



「お父さん入ってなかったの？」

これはある社長の娘さんが発した悲痛な叫びです。現場で労働者と同じ様に働いていたA社長。ある時、現場作業中に足場から落下し、半身不随の障害を負ってしまいました。しかし、国からの補償はわずかで、多額の医療費がA社長一家の生活を圧迫することになりました。

「もし特別加入をしていたら労働者と変わらない労災保険の手厚い補償を受けることができたのに……」

娘さんの悲しみは深まる一方でした。

娘さんの話していた労災保険特別加入とは、労働保険事務組合・自営業者組合に事務の委託をすることで本来労災保険に加入することのできない社長さん・一人親方(建設業・運送業)さんも労災保険に加入できる制度です。

ご加入いただければ、労災保険から労働者と同じ手厚い給付を受けることができ、もしもの場合も安心です。先程の例のような不幸な事案があなたの会社で起こることのない様、是非とも特別加入をお勧めいたします。

お申し込み・お問い合わせ先

(一社)名北労働基準協会 労働保険部 TEL:052-962-0421 FAX:052-955-6858